

2018年11月15日

組合員各位

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

理事長 寺田 義雄

安全・技術委員長 村山 研一

(公印省略)

**全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)としての、
フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務と、特別教育に関する指針**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より全国舞台テレビ照明事業協同組合(以下全照協)の活動にご理解ご協力を賜り有難うございます。

さてこの度、厚生労働省が2018年6月に、関係する政令・省令等を一部改正したことにより、**2019年2月1日以降、一定の作業においてフルハーネス型墜落制止用器具を労働者に使用させることと、当該労働者に対し特別教育を行うことが事業者には義務付けられました。**

が、本件に関しましては、**フルハーネス型墜落制止用器具の着用条件、特別教育の受講対象・省略など**、政令・省令等の文言解釈が難しく、加盟事業者より多数ご質問を頂いております。

そこで、全照協といたしましては、解釈が難しい箇所について、一定の基準を全照協加盟会社を示すべく、**労働安全衛生法第三条労働者の責務の趣旨と、現場の安全作業の向上**を勘案致しまして、業界団体(全照協)としての指針を作成致しました。

特に昨今厳しく判断がくだされる、民法上の**安全配慮義務違反**に留意しながら規定致しましたので、政令・省令等の文言よりも一歩進んだ内容にしております。

最終のご判断は加盟事業者となりますが、判断の参考材料にして頂ければ幸いです。何かご不明な点ございましたら、どうぞ事務局の寺田航までお問い合わせください。何卒宜しくお願い申し上げます。

全国舞台テレビ照明事業協同組合協同組合(全照協)としての、
フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務と、特別教育に関する指針

全照協 安全・技術委員会まとめ

以下は、全照協として加盟企業のご判断を補助する為の参考の指針です。

11/15 時点において新構造規格が出ておりませんので、今後の追加・変更につきましては全照協ホームページにて随時公開させていただきます。

◆フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務についての指針

1. フルハーネス型墜落制止用器具の着用すべき条件について

2 M 以上の箇所で作業を行う場合は、原則としてフルハーネス型墜落制止用器具を着用してください。新規格の胴ベルトについては労働者の身体保護の観点から、全照協では推奨致しません。

ランヤードは原則として二丁掛けとし、2 M～5 M までの比較的低い箇所で作業を行う場合は、転落の際に床面に身体が激突しないように、ランヤード二丁のうち一丁は「緊急ロック付きのランヤード」を着用してください。

補足：法律上は、「高さ 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」とあるが、「作業床を設けることが困難」の状況解釈が、我々演出空間においては一律の判断が難しく、労働局の見解では、「当該の事案があった場合には、担当の労働基準監督官が個別に判断する」との事から上記のように規定しました。

2. フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務開始日について

政令どおり、2019 年 2 月 1 日からとなります。旧規格のフルハーネス型墜落制止用器具については、経過措置期間の 2022 年 1 月 1 日まで使用できます。旧規格の胴ベルトについても、法令上は 2022 年 1 月 1 日まで使用可能ですが、今回の法令改正の趣旨からできるだけ早期に移行して頂く方が労働安全衛生法第三条労働者の責務を遵守する意味でも有益です。

3. フルハーネス型墜落制止用器具の着用方法・点検・管理の義務について

メーカーの取扱説明書をよく読み、指定の方法で緩みの無いよう装着してください。

また、作業責任者による作業前点検と点検表の記録・保管と、管理責任者による倉庫等での管理表を作成してください。

作業前点検時に不具合があれば使用禁止となりますので、現場ごとの予備の準備が必要です。耐用年数はメーカーにより違いがありますが、フルハーネス型墜落制止用器具ボディ 3 年、ランヤード 2 年がほとんどです。

◆フルハーネス型墜落制止用器具特別教育についての指針

4. フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受講すべき方について

2 M以上の箇所で作業を行う場合は、原則としてフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受講してください。

補足：着用義務と同じく、「作業床を設けることが困難」の状況解釈が、我々演出空間においては一律の判断が難しく、安全配慮義務の観点から、上記のように規定しました。

5. フルハーネス型墜落制止用器具特別教育、一部省略の条件について

今回の特別教育は、受講者の経験や足場の組立て等特別教育の受講の有無によって、一部講義内容を省略することが可能です。

しかし、求められているフルハーネス・胴ベルト使用経験については、着用義務条件と同じく「作業床を設けることが困難」の状況解釈が、我々演出空間においては一律の判断が難しく、ライトブリッジ、キャットウォーク、フロント、シーリング、ギャラリーなどは、構造物の形状により労働基準監督官の判断が分かります。さらに以下の大阪労働局の見解を元に検討を致しますと、我々「演出空間等での「作業床を設けることが困難」の解釈」については、作業床のない2 M以上のトラス上での作業経験の有無でご判断頂く方が安心です。

尚、「6か月以上従事した経験」の定義に関しましては、法令的に日数の定義はありませんが、継続的な作用経験が必要であると考えられます。

判断が難しい場合は6時間の特別教育受講を強く推奨させていただきます。

以下、大阪労働局説明会資料より引用

「高さが2メートル以上の箇所で**作業床を設けることが困難なところ**におけるフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」について、特別教育が必要な業務であるかの判断については、以下の表を参考として下さい。

| | 業務内容 | 該当の有無 |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 鉄骨建て方作業で、鉄骨上での作業を行う者 | 該当有り |
| 2 | 足場の手すりを一時的に取り外して行う作業 | 該当無し |
| 3 | パラペット端部、開口部での作業 | 該当無し |
| 4 | 高所作業車で作業を行う者 | 該当無し |
| 5 | 天井クレーンのホイスト点検業務(ガーター歩道上で行うもの) | 該当無し |
| 6 | 天井クレーンのホイスト点検業務(ホイストに乗って行うもの) | 該当有り |
| 7 | デッキ型ゴンドラで行う作業 | 該当無し |
| 8 | チェア型ゴンドラで行う作業 | 該当有り |

特別教育の科目が省略される6月以上の経験には、上記の「該当無し」の作業は含まれない。
ただ単に、フルハーネスを使っていたと言うだけでは、省略できない。